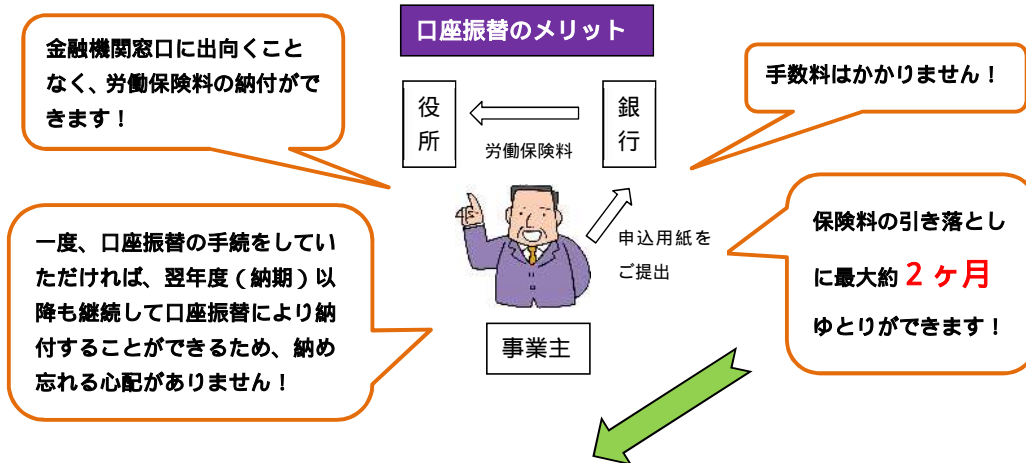


労働保険料の納付は、ゆとりの口座振替で！

口座振替納付とは

口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。一度、登録をすれば翌年度も自動継続されます。

口座振替のメリットは



口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	翌年2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
口座振替申込期限	2月25日	8月14日	10月11日

口座振替の申込手続きは

口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関にご提出下さい。

申込用紙は[厚生労働省ホームページ](#)及び[奈良労働局](#)、[各労働基準監督署](#)に用意しています。

通知は

申込み手続が完了した方に、振替が開始される納付日の2ヶ月程度前までに、登録情報の確認通知をお送りします。

口座振替日の2週間程度前に振替納付額等をお知らせします。

納付日から1ヶ月程度で振替結果通知をお送りします。

奈良労働局総務部労働保険徴収室 電話 0742-32-0203
〒630-8570 奈良市法蓮町 387 番 地奈良第三地方合同庁舎

